

○生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第43号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p>

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね30人につき1人

3 略

(職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね30人につき1人

3 略

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね25人につき1人

3 略

(職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。) おおむね25人につき1人

3 略